

## 新潟県公安委員会規則第13号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

警備業法施行細則の一部を改正する規則

**第1条** 警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指導教育責任者の兼任の承認)</p> <p><b>第5条</b> 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第39条第3項の規定により、指導教育責任者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の書面1通を兼任しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</p> <p><u>(機械警備業務管理者の兼任の承認)</u></p> <p><b>第5条の2</b> <u>施行規則第60条の規定により、機械警備業務管理者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の2の書面1通を兼任しようとする基地局の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</u></p>	<p>(指導教育責任者の兼任の承認)</p> <p><b>第5条</b> 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第39条第3項の規定により、指導教育責任者の兼任の承認を得ようとするときは、別記様式第2号の書面1通を兼任しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。</p>

**第2条** 警備業法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

第2号の2（第5条の2関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※承認年月日	年 月 日
※承認番号	

機械警備業務管理者兼任承認申請書

警備業法施行細則第9条の2の規定により機械警備業務管理者の兼任の承認を申請します。

年 月 日

新潟県公安委員会 殿  
（ 警察署長経由）

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公 安 委 員 会	認 定 の 番 号	
兼任しようとする 機械警備業務 管理者	資格者証の番号、 年月日、交付した 公安委員会の名称		
	本籍、氏名及び生 年月日		
現在専任している基地局 の所在地、名称、警備業 務対象施設の数			
兼任しようとする基地局 の所在地、名称、警備業 務対象施設の数			
兼任しようとする 理由			

**附 則**

この規則は、令和6年10月4日から施行する。